**平成２１年（フ）第１６８号**
岐阜県瑞浪市土岐町239番地の１
債務者　江崎　博和
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２１年（フ）第３１１１号**
大阪府枚方市村野西町３番14号
債務者　山下　洋一
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６２８２号**
大阪府寝屋川市明徳２丁目６番４―101号
債務者　名村　七郎
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６３０９号**
大阪市此花区伝法１丁目３番61―202号
債務者　中嶋惠美子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６６４８号**
大阪市鶴見区横堤１丁目11番104号
債務者　石井　徳司
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６９２８号**
大阪府東大阪市長瀬町３丁目５番20―301号
債務者　堀井　美幸
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６９９５号**
大阪府枚方市津田東町２丁目17番36号
債務者　片山　幸子（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７０３５号**
大阪府高槻市大手町３番17―403号
債務者　野村　敬子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７０３８号**
大阪府吹田市山田西１丁目22番Ａ２―214号
債務者　不破　圭子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７０８６号**
大阪市北区長柄東１丁目５番22―402号
債務者　原　　愛子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７１７２号**
大阪府吹田市原町２丁目７番８号
債務者　山口　富江（旧姓西村）
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７１８４号**
大阪市平野区加美東４丁目20番20―307号
債務者　松田　順次（旧姓信瀬）
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７１９３号**
大阪府大東市野崎２丁目９番29号
債務者　杉本　定夫
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７２２４号**
大阪市鶴見区諸口１丁目11番６―203号
債務者　桝本　智子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７２３６号**
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目３番15号　梅ケ枝三番館202号
債務者　保地　崇幸
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７３３０号**
大阪市住之江区南港中３丁目３番32―708号
債務者　小路口友子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７４１９号**
大阪府東大阪市御厨東２丁目14番25―702号
債務者　山崎貴順こと　文　　貴順
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７４２５号**
大阪市東淀川区上新庄２丁目１番24号　如月マンション401号
債務者　米谷　秀昭
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７４４４号**
大阪府高槻市浦堂２丁目21番８号
債務者　髙橋朝夫こと　髙橋　朝男
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部